

広陵町避難行動要支援者避難支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広陵町地域防災計画中、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の安全確保計画に規定する災害時において、円滑かつ迅速な避難に支援を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対して、特にその支援を受けられる体制「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」を整備することにより、これらの方々が安心して暮らせる街づくりの推進を図ることを目的とする。

(避難行動要支援者名簿の作成等)

第2条 この要綱において要支援者とは、次に掲げる者（生活の基盤が自宅にある者）であって、災害時や平時においてもその支援を行えるよう避難行動要支援者名簿（様式第2号、以下「要支援者名簿」という。）に該当者を登録するものとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障がい者手帳1・2級（総合等）を所持する身体障がい者（心臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- (3) 療育手帳A・Bを所持する知的障がい者
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 町の支援を受けている難病患者
- (6) 他の要配慮者のうち、町長が特に必要と認め要支援者名簿へ登録を希望する者

2 前項第6号の要配慮者（以下「6号対象者」という。）は、自らの意向により、区長・自治会長又は自主防災会長（以下「自主防災会長等」という。）との協議を経て、要支援者名簿への登録申請の手続きを行うものとする。

(避難支援等関係者)

第3条 要支援者に対する支援について、安否確認や情報提供、避難誘導等の実施に携わる者（以下「避難支援等関係者」という。）として、自主防災会長等、民生児童委員及び消防機関、警察機関等が担うものとする。

(同意申請等)

第4条 要支援者は、必要な情報及び避難支援等関係者への情報提供の同意の有無について、避難行動要支援者名簿情報提供同意書（様式第1号。以下「情報提供同意書」という。）により、町長に申請するものとする。

2 6号対象者は、避難行動要支援者名簿登録申請書兼名簿情報提供同意書（様式第1号の2。以下「登録申請書兼情報提供同意書」という。）により、自主防災会長等を通じて町長に申請するものとする。

(個別避難計画書の作成等)

第5条 町は、情報提供同意書及び登録申請書兼情報提供同意書（以下「情報提供同意書等」という。）を保管するとともに当該情報提供同意書等を基に要支援者名簿を整理し、自主防災会ごとに同意・不同意別に作成するものとし関係者への情報提供に同意し

た者の個別避難計画書（様式第3号）を作成するため、自主防災会長等に協力を依頼するものとする。自主防災会長等は、民生児童委員等の関係者と協力して情報を収集し、個別避難計画書を作成し自らが保管するとともに、町との情報共有のため写しを提供するものとする。この場合において、個別避難計画書の作成について、当該地域で優先度が高いと考えられる要支援者を先行的に対応するものとする。

（個人情報保護等）

第6条 町は、前条における個別避難計画書作成等のため要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供するときは、その関係機関等と避難行動要支援者名簿等（以下「名簿等」という。）に関する協定書（様式第4号）を締結するものとする。この場合における名簿等の個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項（別紙）によるものとする。

2 自主防災会長等は、同意者名簿について、避難支援等関係者及び地域支援者（以下「支援者等」という。）と情報共有する際、必要最低限の複製を行い配布するとともに、避難行動要支援者名簿等複製記録簿（様式第5号。以下「記録簿」という。）にて管理するものとする。また、個別避難計画書の配布は、要支援者本人が同意した地域支援者等のみへ行い記録簿より管理するとともに、守秘義務を確保するため誓約書等の提出を求め、情報管理上の責任を明確にしておくものとする。

（登録事項の変更等）

第7条 要支援者は、情報提供同意書等に記載された事項に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、避難行動要支援者名簿登録変更・取消申請書（様式第6号）により町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったとき、又は変更等を知り得たときは、名簿等の内容を変更、取り消すとともに支援者等にその旨を通知するものとする。

（支援者等による支援）

第8条 支援者等は、要支援者に対し、名簿等を活用して、災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等の支援に努めるものとする。

（要支援者に対する注意事項）

第9条 要支援者は、次のことを理解して避難支援を受けるものとする。

- (1) 要支援者の支援は、支援者等の任意の協力で行われるものであること。
- (2) 支援者等の不在や被災により、支援が困難な場合もあり、自助が不可欠であることを十分理解し、災害情報等により早期避難等を考慮しておくこと。
- (3) 災害が発生し、前号により要支援者を支援できない場合において、支援者等には何ら責任のないことを了承すること。

（福祉避難所の指定）

第10条 町は、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、町内に事業所を有する社会福祉施設等と協定を締結し、受け入れる際の要件等について、明確にしておき円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとする。

(制度の周知)

第 11 条 町長は、この要綱に定める制度を広報紙、ホームページ、フェイスブック等を通じて周知を図るものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた時は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示のから施行する。